

# 富士吉田市農業委員会 令和7年10月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年10月28日（火）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番 藤井 與三郎	第2番 小俣 創	第4番 小俣 俊子
第5番 小野 利壹	第7番 遠山 まさの	第9番 宮下 師貴
第10番 権正 常夫	第11番 羽田 善行	第12番 勝俣 道明
第13番 志村 金三	第14番 滝口 倉一	

また、出席した農地利用最適化推進委員は4名であり次のとおりである。

羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第6番 渡邊 和英、第8番 渡邊 孝治

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 綱倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦労様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 10 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、渡邊和英委員、渡邊孝治委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めておりますが、遠山克二委員、眞田眞喜雄委員より欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 5 番 小野 利壹 委員、第 7 番 遠山 まさの 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 3 分休憩）

（午後 2 時 5 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 4 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の14号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（權正 常夫君）

第4委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の14号の申請地は第二保育園の南東約1.1kmに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第1号 第5委員会の3件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の12号、及び13号につきましては、譲受人と譲渡人が互いの土地を交換し、営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

受理番号3の15号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の12号、及び13号の申請地は明見中学校の北西約350mに位置しております。申請地では両者とも季節の野菜を栽培するそうです。

受理番号3の15号の申請地は明見湖の北西約210mに位置しております。申請地では季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

地番を見ると隣近所のようですが、なぜ土地交換が必要なのでしょうか。贈与税はどうなるのでしょうか。

○ 事務局

土地交換が始まる以前から、すでに耕作をしておりました。今回正式に書類をもって農地と実態を照らし合わせた申請となります。贈与税につきましてはこの場での回答が難しいところであります。

○ 委員

地籍調査をしていなかったのでしょうか。

○ 事務局

今回の申請はそういう事案があって初めて気づきまして、適正な形にしようとこのような申請が上がっておりまます。

○ 委員

お互いに他人の土地を知らなかつたということでしょうか

○ 事務局

そうです。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の3件について採決いたします。第5委

員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第1号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号3の16号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（志村 金三君）

第6委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の16号の申請地はファミリーマート西桂富士みち店の北西約460mに位置しております。申請地では園芸用のコケを栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

5、6年前にコケを生産する業者さんがいたのですが、そちらとは関係があるのでしょか。

○ 事務局

そちらの会社を経営している方が、個人として行うそうです。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の22号につきましては、申請人が貸家及び物置として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員（小野 利壹君）

第2委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の22号の申請地は、第三保育園の南約68mに位置しております。始末書によりますと、申請地は昭和55年頃から住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の64号につきましては、譲渡人が申請地を譲り受け、宅地造成用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。受理番号5の66号につきましては、借受人が申請地を借り受け、駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣俊子君）

第1委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の64号の申請地は、ブックスカトーの西隣に位置しており、宅地造成用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の66号の申請地は、焼肉きんぐ富士吉田店の南側道路向かいに位置しており、従業員用駐車場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美優君）

【議案第3号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の61号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の63号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の61号の申請地は、弁天公園の南西約100mに位置しており、駐車場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の63号の申請地は、第三保育園の東側道路向かいに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件、について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の62号につきましては、申請人が駐車場として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連担しているエリアであり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の62号の申請地は、第二保育園の西約190mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、昭和55年頃から駐車場として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の60号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連担しているエリアであり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（志村 金三君）

第6委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の60号の申請地は、暮地の石川魚店の東約140mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

住所が同じようですが、関係は。

○ 事務局

夫婦です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の6件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、6件です。筆数累計は7筆、面積合計は7,048m<sup>2</sup>です。5件が農用地の利用を継続する案件で、1件が新規に利用する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、第1委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子君）

番号1について、第1委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、ユニクロ富士吉田店の東約200mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第5委員会の2件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第5号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号21の10号及び11号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明君）

第5委員会から報告いたします。10月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の10号及び11号の申請地は、明見湖の西約300mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

以上で、令和7年10月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局

先月の定例総会におきまして、第5委員会からご提示がありました、資材置き場として農転したにもかかわらず数年後に分譲住宅ができていた、という事案がありました。こちらにつきまして県に確認したところ、経済事情の関係でやむを得ず目的が変わってしまうということはあり得ることで、拒むことや書類の出し直しは難しいとの回答でした。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦

労様でした。

閉会 午後 2 時 30 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 10 月 28 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小野 利壹

委 員 遠山 まさの